### 八代市景観計画(改訂案)及び八代市景観条例施行規則(改正案)の概要

#### 1 概要

本市における良好な景観を保全・形成するために、八代市景観計画において、太陽光発電施設の 設置に伴う行為の制限に関する事項を新たに定めることとしました。八代市景観計画の改定に伴 い、八代市景観条例施行規則の該当部分も改正することとなります。

なお、令和4年4月から熊本県が景観法に基づく熊本県景観計画及び景観条例施行規則において、太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけたことから、県内景観の連続性を確保するため、八代市景観計画及び景観条例施行規則の変更内容は、熊本県景観計画及び景観条例施行規則に準ずるものとしています。

### 【見直しの内容】

- 工作物にかかる届出基準の追加 太陽光発電施設の設置に伴う届出対象行為
- 工作物にかかる景観形成基準の追加 太陽光発電施設の景観形成基準

### 【対象となる太陽光発電施設】

土地に自立して設置するもの ※建築物の屋根等に設置するものは対象ではありません。

# 2 内容(景観計画に追加する事項)

# 一般地区

(1) 景観計画区域内における届出対象行為の規模

### 【高さ】

太陽光発電施設について、高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、 又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13mを超えるもの

## 【面積】

太陽光発電施設について、その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)が 1,000 ㎡を超えるもの

## ② 景観形成基準

### 【位置・高さ】

- 大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。
- 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような 位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。
- ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。

### 【形態・意匠】

・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃える など、統一感のある配置とするように努める。

#### 【色彩•材料】

- 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。
- ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を 施したものを使用するように努める。

### 【緑化】

- ・ 敷地内は極力緑化に努める。
- 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。
- ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。

# 特定施設届出地区

① 景観計画区域内における太陽光発電施設の届出対象行為の規模

【高さ】 高さが 1.5mを超えるもの

【面積】 事業区域が 100 ㎡を超えるもの

② 景観形成基準

## 【位置・高さ】

- 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。
- ・太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が 突出することを避けるように配慮する。

### 【形態・意匠】

・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃える など、統一感のある配置とするように努める。

## 【色彩•材料】

- 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とするように努める。
- ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のものまたは防眩処理等を施したものを使用するように努める。

#### 【敷地の緑化】

- ・ 敷地内は極力緑化に努める。
- 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。
- ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。